

上下水道 だより

水道料金の一部を 2 か月間減免します

コロナ禍における原油価格・物価高騰を受け、ご家庭及び事業者の固定費を軽減することを目的として、下記のとおり、水道料金の減免を行います。

内 容	基本料金及び使用水量 1 か月当たり最大10m ³ までの従量料金(※1)を減免します。
対 象 者	本市と給水契約を行っている全ての方(※2)
対 象 期 間	令和4年10月及び11月検針分(11月及び12月請求分)
お手続きについて	不要

口径別の減免額(上水道の場合 ※3)

口 径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金(円) (10m ³ の場合)	減免額(円)	
			(1 か月分)	(2 か月合計)
13	880	1,045	1,925	3,850
20	1,320		2,365	4,730
25	3,168		4,598	9,196
30	4,510	1,430	5,940	11,880
40	9,724		11,154	22,308
50	14,234		15,664	31,328
75	35,596		37,026	74,052
100	60,676		62,106	124,212

例) 一般家庭の平均的な使用水量におけるご請求額のイメージ
(口径20mm、使用水量20m³の場合) (1 か月分)

通 常		減免適用後	
合計 3,795円		合計 1,430円	
従量料金	11~20m ³ 1,430円	従量料金	11~20m ³ 1,430円
	10m ³ まで 1,045円		10m ³ まで 1,045円
基本料金 1,320円		基本料金 1,320円	
		減免額 2,365円	

お 問 い 合 わ せ 先 上下水道部料金窓口・水道センターまたは業務課企画担当 ☎0238-22-4511

- ※1 従量料金とは、使用した水量に応じてお支払いいただく料金です。
- ※2 事業所を含みます。なお、集合住宅等で、賃貸人(大家)が本市と水道メーター1個の契約を締結したうえで、各部屋に設置した水道メーターの請求を入居者に対して行っている場合等は、入居者の水道料金については減免の対象外となります。
- ※3 簡易水道(白布、板谷地区)は料金体系が異なるため、減免額についてはお問い合わせください。

令和3年度 上下水道

水道事業

令和3年度に実施した主な事業

地震に強い水道管への更新 延長約2,440m



配水流量計更新 1 か所



(令和3年度末時点)

	令和3年度	令和2年度	対前年比
給 水 人 口	77,746人	78,742人	△996人
給 水 戸 数	33,153戸	32,861戸	292戸
水道管延長	525,079m	525,237m	△158m
配 水 量	10,112,892m ³	10,223,622m ³	△110,730m ³
有 収 水 量	8,393,900m ³	8,326,044m ³	67,856m ³
有 収 率	83.0%	81.4%	1.6%

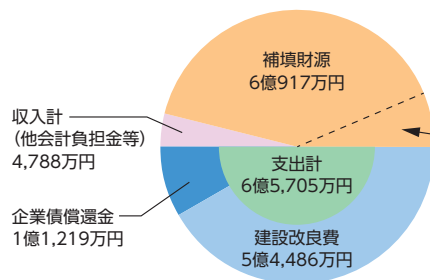
有収水量：水道料金徴収の対象となった水量。有収率：配水量に対する有収水量の割合。



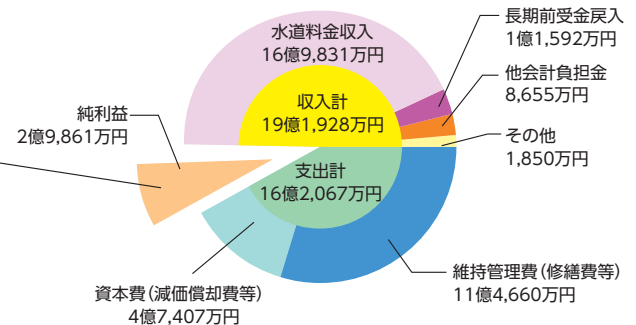
米沢市水道事業
マスコットキャラクター
「ウォーキー」

令和3年度 決算の概要

資本的収支 (施設を整備・改良するための収支)



収益的収支 (水道水を送り届けるための収支)



収益的収支では、2億9,861万円の純利益を計上しました。資本的収支では、建設改良工事等の増により、前年度と比較して、7,259万円の増額となったこと等から、支出が前年度と比較して、7,483万円の増となり、収支差引では6億917万円の不足となりましたが、純利益や内部留保資金等で補てんしました。

決算の詳細については HP をご覧ください <https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/6340.html>



事業の決算について

下水道事業

令和3年度に実施した主な事業

浄水管理センター耐震化工事



汚水管渠の新設 延長約126m



公共下水道事業

(令和3年度末時点)

	令和3年度	令和2年度	対前年比
水洗化人口	44,723人	45,099人	△376人
水洗化世帯	19,217世帯	18,993世帯	224世帯
水洗化率(人口)	88.3%	88.3%	0.0%
処理水量	8,985,730㎥	9,025,680㎥	△39,950㎥
有収水量	7,777,987㎥	7,679,706㎥	98,281㎥
有収率	86.6%	85.1%	1.5%

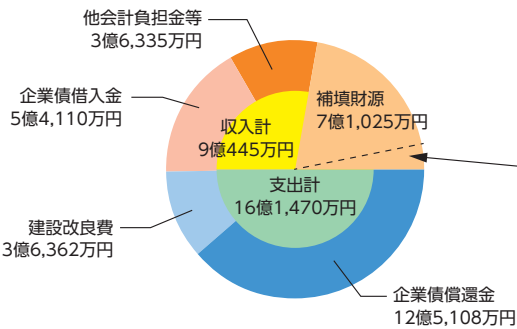


有収水量：下水道使用料徴収の対象となった水量。有収率：処理水量に対する有収水量の割合。

令和3年度 決算の概要

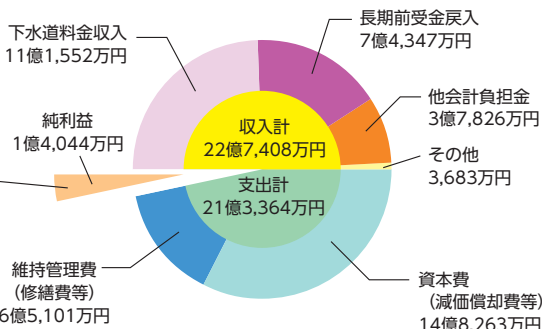
資本的収支

(施設を整備・改良するための収支)



収益的収支

(汚水や雨水を処理するための収支)



収益的収支では、1億4,044万円の純利益を計上しました。資本的収支では、建設改良工事の減に伴い、企業債及び補助金が減額となったこと等から、収入が前年度と比較して、5億5,124万円の減となり、収支差引では7億1,025万円の不足となりましたが、純利益や内部留保資金等で補てんしました。

決算の詳細については HP をご覧ください <https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/3352.html>



● 水道管を冬の寒さから守りましょう

水道管はマイナス4℃以下になると、凍結がおこりやすくなります。水が出てこなくなるほか、水道管に亀裂が入り漏水が発生することもあるため、冬期間は凍結防止を心がけましょう。

・水道管の凍結防止方法

長時間留守や空き家にするときは必ず水抜きを行う。

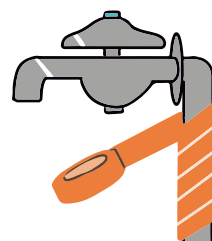
水抜き栓を通らない(水が抜けない)トイレやボイラーなどはヒーターをまく。

屋外にある水道管には、保温材や古い毛布で包み、上からビニールテープを巻く。

・水道管が凍結したときは

水道管を保温材などで保護している場合は、取り外してから凍結した部分や蛇口に布やタオルをかぶせて、その上からぬるま湯をゆっくりとかけましょう。

熱湯をかけると、急な温度の変化により、水道管や蛇口が破損することがあるため、必ずぬるま湯をかけてください。



● 水道の冬期検針について

問 上下水道部料金窓口・水道センター

・冬期間は「認定水量」で使用料金を計算します

12月～翌年3月は、積雪で水道メーターの検針ができないため、水道料金は9月～11月の平均使用水量(認定水量)から計算し、4月で精算します。冬期間の認定水量は11月分の「検針のお知らせ」に記載します。認定水量を変更する場合は、12月2日(金)までにお電話ください。

・冬期間の検針を希望する場合

「冬期間のメーター検針申請書」を11月11日(金)までに提出してください。以前に申請した方は改めて手続きする必要はありません。

なお、冬期間は検針できるように、必ず除排雪をしておいてください。

※申請書は窓口にお問い合わせください。または、市ホームページからもダウンロードできます。



● 排水設備工事費に対する「下水道普及促進補助金制度」

問 水道課給排水担当

公共下水道の供用開始から3年以内に排水設備工事を行う人を対象に、工事費の10% (限度額：供用開始1年目5万円、2～3年目3万円)を補助します。

対象工事／既存の汲み取り便所の水洗便所への改造や浄化槽の廃止を伴う排水設備工事(工事費が20万円未満の工事を除く)

縮 令和5年2月10日(金)※予算に達した場合、受付終了となります。



● 排水設備工事資金の「融資あっせん及び利子補給制度」

問 業務課総務担当

金融機関から融資を受けて排水設備工事を行う人を対象に、供用開始年度を問わずに利子を全額補給します。

それぞれに申込要件がありますので、市ホームページをご覧ください。工事を依頼する指定下水道工事店または上記担当までお問い合わせください。

なお、上記の補助金は併用が可能です。



● 水道料金・下水道使用料等のお支払いが困難になっている方へ

問 上下水道部料金窓口・水道センター

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等のご事情で、一時的に水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の納期限までのお支払いが困難になっている方につきましては、お申し出から最長4か月お支払いを猶予できます。または、分納も受け付けておりますので、水道センターまでお問い合わせください。

ご相談の受付方法／窓口・電話によるお申し出

受付時間／月曜日から土曜日(祝日及び年末年始を除く。)の、午前8時30分から午後6時まで

記載内容についてのお問い合わせ先はこちら

上下水道部 業務課 水道課 下水道課
料金窓口・水道センター
☎ 0238-22-4511